

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（定置網）
発生日時	令和2年11月3日 13時50分ごろ
発生場所	千葉県鋸南町保田漁港西方沖 保田港防波堤灯台から真方位272° 1,580m付近 （概位 北緯35°08.0′ 東経139°49.1′）
事故の概要	プレジャーボートCasablanca Yukiは、南進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年11月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Casablanca Yuki、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	230-33325 神奈川、有限会社相互印刷社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船：推進器翼に擦過傷 定置網：浮子及びロープに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、保田漁港を出港し、船長が、港の西方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）の北側の海域を西北西進中、前方にヨットが2隻見えたので、これらを避けようと左転して南進していたところ、至近にブイを認め、機関を中立としたもの、本件定置網に乗り揚げた。</p> <p>本船は、絡索して航行不能となったので、船長が118番通報を行い、その後、漁業協同組合により、絡索を除去してもらい、自力で定係地に帰港した。</p> <p>船長は、太陽が逆光となる状況で、ヨットを左転して避けて南進中、ほぼ船首方に浮島が見えたので、本件定置網をかわしたと思い、目視によって航行を続けた。</p> <p>船長は、通常、保田漁港を出航する船舶と同様に、同漁港の防波堤を出航したのち北側の暗礁と南側の本件定置網を避け、その間の水域を西北西進し、目視によって南方に位置する浮島を本船のほぼ正横に見てから左転し、浮島を船首方に見ながら南進していた。</p>
分析	本船は、太陽が逆光となる状況下、西北西進中、船長が、前方のヨット2隻を左転して避けたところ、船首方に浮島を視認し、本件定置網をかわしたと思い、目視により南進を続けたことから、本件定置網に気付くのが遅れ、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、太陽が逆光となる状況下、本船が西北西進中、船長が、前方のヨット2隻を左転して避けたところ、船首方に浮島を視認し、本件定置網をかわしたと思い、目視により南進を続けたため、本件定置網に気付くのが遅れ、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、太陽が逆光となる中、定置網が設置された海域を航行する場合、目視のみに頼らず、GPSプロッター等を適切に活用して本船と定置網との位置関係を確認し、定置網から十分な距離をとって航行すること。</li></ul>